公共下水道の事前設計協議の流れ

ここまで事前協議

協議対象区域の確認
排水区域の確認　※１
接続先管渠の確認　※２

※１ 排水区域：汚水については、下水道法第９条第１項の規定により公示された区域（供用開始区域）、もしくは事業計画区域（認可区域）かを確認します。事業計画区域内の場合、整備状況や当該地の整備時期を確認し、公共下水道管渠（汚水）に接続可能か確認します。
※２ 接続先管渠：雨水については、下水道課が整備・維持管理している管渠に接続可能か確認します。直接雨水管渠に接続しないで、道路側溝施設等に接続する場合は、協議対象外となり管理課協議となります。

事前協議

・設計条件の確認
・移管施設の構造確認
　汚水・雨水の管径・こう配・人孔構造等
・雨水の自己管理施設（流出抑制施設）の構造確認
　貯留施設・浸透施設
　浸透適否の判断
　容量・放流量の確認
　集水効率の判定等

事業者から提出
設計協議書提出（第５号様式）２部提出

・設計図書等チェック

下水道課から回答
設計協議回答（様式１）・・・・・設計協議書１部返却

現場施工完了

事業者から提出
完了に伴う検査（様式２）１部提出

※）舗装本復旧がある場合は、管布設後の本舗装前に中間検査を行います。
その際 様式２ のタイトル欄に（中間検査）と追記し提出してください。
舗装後、工事完了時には再度検査を実施します。）

開発行為以外の場合
（建築行為等の場合）

現場施工・
工事完了

・検査日の調整
・現場検査
・不適合箇所是正

検査合格

事業者から提出
寄附申込書（様式３）２部提出

下水道課から回答
採納書（様式４）

開発行為の場合

現場施工・
工事完了

・検査日の調整
・現場検査
・不適合箇所是正

都市計画課の本検査

検査合格

都市計画課へ公共施設等帰属届
（様式第８号）の提出